

# サステナビリティ評価研究会

## 会員規約

サステナビリティ評価研究会（以下「本研究会」）は、国内外のCSR／サステナビリティ企業評価に関連する情報提供および対話、参加者同士のネットワーキングの場を提供する研究会組織です。「サステナビリティ評価研究会 会員規約」（以下「本規約」）は、本研究会が健全でサステナブルに運営されるよう本研究会・会員（以下「会員」）に適用される基本的事項を定めるものです。

### 第1条(規約の適用)

本研究会は、会員との間に本規約を定め運営を行います。また本研究会および事務局が随時発表する諸規定も本規約の一部を構成することとします。

### 第2条(規約の変更)

本研究会は、自らが円滑な運営のために必要と判断した場合、会員の承諾を得ることなく本規約を変更することができます。変更後の規約については、本研究会および事務局のウェブサイト上への掲載、電子メール、書面その他事務局が適切と判断する方法により通知した時点から、その効力が生じることとします。

書面とは、事務局が指定した書式による文書(電子書面を含みます)をさします。また、電子メールアドレスからの発信による事務局への通知、連絡も書面と認められます。

### 第3条（事務局の設置）

本研究会の事務局は以下に設置します。

〒160-0022 東京都新宿区新宿 2-9-22 一般社団法人 CSR コミュニケーション協会 内

### 第4条（会員登録）

本研究会への会員登録をする場合は、書面に必要事項を記入・返信をして事務局に提出することとし、年会費の入金をもって正式登録とします。

### 第5条（入会の不承認等）

本研究会は、会員になろうとする者が、第4条の申し込みがあったとき、次の各号に該当する場合、入会を承認しないことがあります。

- 1.研究会の趣旨に賛同していない。
- 2.過去に本規約違反またはその他規約に違反しことを理由として除名または退会処分を受けたことがある。

# サステナビリティ評価研究会

## 会員規約

3.第4条の入会申込書の記載事項に、虚偽記載、誤記または記入漏れがある。

4.その他、本法人が入会を適当でないと判断した場合。

### 第6条（会費）

会員の会費は「年会費 100,000 円（1 年間有効、税別）」とします。年会費および登録期間に変更がある場合は別途ウェブサイトおよび書面に記載することとします。

1.会員は第4条により事務局からの入会を承認され通知を受けた後、速やかに入会した年度の会費を納入しなければなりません。

2.納付された年会費は事業年度途中の退会・除名であっても返還しないものとします。

### 第7条(登録抹消等)

本研究会は、会員が以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、事前に通知または催告することなく、会員資格を一時的に停止、または会員としての登録を抹消することができます。また本研究会は、本条に基づき事務局が行った行為により会員に生じた損害について一切の責任を負いません。

1.本規約のいずれかの条項に違反した場合。

2.登録事項に虚偽の事実があることが判明した場合。

3.会費を支払わなかった場合。

4.その他、事務局が会員としての登録の継続を適当でないと判断した場合。

### 第8条（秘密保持）

会員は、本研究会が会員に対して秘密に取り扱うことを求めて開示した非公開情報について事務局の事前承諾がある場合を除き、秘密に取り扱うものとします。

### 第9条（個人情報の保護）

1.会員の個人情報(企業名・氏名・電話番号・電子メールアドレス等)は、プライバシー保護のため、全会員がその取扱いには十分注意し、会員以外の第三者に有償・無償を問わず譲渡もしくは貸与し、またはその内容の一部もしくは全部を、何らかの媒体に公表してはいけません。

2.事務局は、事務局が保有する会員の個人情報に関して適用される法規を遵守するとともに、事務局が別途定める個人情報保護方針に従い、当該個人情報を適切に取り扱うものとします。

### 第10条（知的財産帰属と保護）

# サステナビリティ評価研究会

## 会員規約

本研究会および事務局が創作するすべての著作物、ノウハウ、アイデア、発明、考案、意匠、商標等に関する権利は、本研究会および事務局となる一般社団法人 CSR コミュニケーション協会に帰属します。ただし、会員所属企業での利用に限り無償で利用を承諾するものとします。また本研究会が作成し発行する全ての資料・データ等については、第三者に有償・無償を問わず譲渡もしくは貸与、公表してはいけません。

### 第 11 条(禁止事項)

会員は、本研究会での活動にあたり、以下の各号のいずれかに該当する行為または該当すると事務局が判断する行為をしてはなりません。

- 1.法令に違反する行為または犯罪行為に関連する行為、公序良俗に反する行為。
- 2.本研究会、事務局、および他の会員又はその他の第三者に対する詐欺又は脅迫行為。
- 3.本研究会、事務局、および他の会員又はその他の第三者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利又は利益を侵害する行為。
- 4.本研究会の運営を妨害するおそれのある行為。
- 5.その他、事務局が不適切と判断する行為。

### 第 12 条(免責)

本研究会は、会員に提供するサービスの利用により発生した会員の損害等に対し、本研究会および事務局の故意または重過失による場合を除き、いかなる理由によっても損害賠償責任その他一切の責任を負わないものとします。

### 第 13 条(準拠法及び管轄裁判所)

本規約の準拠法は日本法とします。本規約に関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

### 第 14 条 (紛争解決)

本規約に定めのない事項で、必要と判断される事項については、両当事者間で誠意をもって協議し解決するものとします。

制定：2018年1月1日

改定施行：2018年4月15日

改定施行：2019年1月1日